

株 主 各 位

東京都中央区入船一丁目9番8号  
インスパイア株式会社  
代表取締役社長 駒 澤 孝 次

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年3月27日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月28日(金曜日) 午前10時30分
2. 場 所 東京都中央区京橋一丁目6番8号 コルマ京橋ビル4階  
オフィス東京「L2会議室」  
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

### 3. 会議の目的事項

#### <決議事項>

- 第1号議案 第三者割当による新株式発行の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人とし、同代理人は本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出下さい。
- ◎本株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.inspire-inc.co.jp/>)に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 第三者割当による新株式発行の件

本議案は、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に基づき、大規模な希薄化を招く第三者割当による新株式の発行について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

#### 1. 第三者割当による新株式の発行の理由

当社は、主事業と位置づけてきたITセキュリティ関連事業において、競合となる商品やサービス、企業間の競争が激化しており、収益が横ばいから減少傾向にあり利益の確保が一段と難しくなっていることから、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナス状況が平成15年3月期以降、連続している状況となっております。その結果、平成20年3月期以降、当時の当社会計監査人から、当社の継続企業としての前提に対し重要な疑義が存在するとの意見が付され、現在においても当該状況を解消するには至っておりません。

当該状況を打破するため、当社は様々な資本政策及び事業計画を模索してまいりました。平成22年11月26日開示「第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約に関するお知らせ」及び平成22年12月8日開示「第三者割当による新株予約権の発行中止に関するお知らせ」の通り、平成22年末に新株予約権により約3億円の事業資金を調達し、既存事業の挺入れと新規事業の展開を計りましたが、発行は中止となり、計画していた事業や資金計画がすべて中断することとなりました。これにより、当社は、平成23年3月期末において債務超過状態に陥ることとなりました。当社は、田頭純一を代表取締役役に選任し、ピエラレジェンヌ株式会社から財務及び経営の両面で支援を受けることで会社の再建を図ることにいたしました。当初は、ITセキュリティ事業を推進しつつ、ピエラレジェンヌ株式会社の営業網を生かしたカード事業を開始し、事業の建て直しを図ることとなりました。しかしながら、資金不足から事業計画の進捗は遅れ、方向性の転換を求められることとなりました。平成24年2月20日に開示しました一連の資料の通り、ピエラレジェンヌ株式会社からの借入金をデットエクイティスワップにより資本に振り替える事で債務超過を解消し、同時に、新株予約権を発行し、今後の事業資金を確保することにいたしました。さらに、株式会社ウエストホールディングスと業務提携を結ぶことで、新規事業として成長が見込まれる太陽光システム販売事業を開始することにいたしました。ピエラレジェンヌ株式会社とは営業先の開拓のため業務提携をおこない、同社は、

親会社として事業支援を行うこととなりました。事業開始当初は少しずつではありますが、新株予約権の行使が進み、ピエラレジェンヌ株式会社の協力もあって営業成績も上昇しつつありましたが、平成24年の夏を過ぎるころからピエラレジェンヌ株式会社の経営状況が極端に悪化し、営業支援を受けられなくなったことから事業展開が行えない状況となりました。これにより、継続企業の前提に関する必要な情報を会計監査人に提出することが遅れ、平成24年11月14日には平成25年3月期第2四半期報告書の提出遅延が発生し、会社の信用に多大な影響を及ぼすこととなりました。また、当社の株価にも影響し、新株予約権の行使が進まなくなり、平成25年3月期第3四半期決算では、債務超過状態に陥ることとなりました。

さらに訴訟損失引当金を3億5千万円計上することで、債務超過額が増加しました。当該状況により、平成25年7月1日開示「当社株式の「債務超過」の猶予期間入り銘柄及び監視区分銘柄の指定に関するお知らせ」の通り、平成25年3月期末において535百万円の債務超過状態となり、平成26年3月31日までに債務超過が解消されなければ上場廃止となります。当社は、太陽光発電システム販売事業において、様々な展開を行いましたが、多大な債務超過を抱えている状況での事業展開は難しく、平成25年12月末日時点での売上高はほぼ0であります。平成25年12月20日の一連の開示において、株式会社ジュリアン・ヘイクス ジャパンと資本業務提携を締結し、行使が進まなかった第39回新株予約権を全部行使し、新規事業として衣料品の販売を行うための提携関係を構築いたしました。事業のスタートは平成26年3月で、多少減少したとはいえ、債務超過額は平成25年12月末日時点で約5億円であります。訴訟が2億5千万円で和解したため、債務超過額が1億円減少しましたが、4億円程度の資本政策がなされなければ、債務超過は解消されず、上場廃止となります。

前述のとおり当社の損益状況及び財政状態は極めて厳しい状況となっております。現状の中、平成26年3月期末において当期純利益の計上のみにより債務超過を解消することは困難であり、このままでは上場廃止となる見込みが高いと考えております。

つきましては、債務超過を解消し、この厳しい状況を打破、更なる発展へとつなげ、株主をはじめとする当社に関係する皆様の利益を図るには、エクイティ・ファイナンスにより、自己資本の増強を図るしか残された選択肢はないと判断いたしました。エクイティ・ファイナンスにおいて、様々な方法を検討いたしました。公募増資は、現在の株式市場、当社の業績、財政状態、株価動向、株式流動性等から判断すると、現実的でなく、さらに、株主割当は、調達額も不確定であり、また手続きにかかる時間及びコストを考慮いたしますと、不適であると判断いたしました。新株予約権の発行による資金調達は、平成26年3月末日までに債務超過

が解消されなければ当社株式が上場廃止となる状況である当社にとって、行使期間が限られるため、不適であると判断いたしました。上記検討を踏まえ、当社の資金需要を満たし今後の事業展開をはかるうえで最良の手段は第三者割当増資になります。その実現のために当社は様々な見込み先との協議を行い、林 功氏、株式会社リンクビジョンが新株式による引き受けに承諾いただきました。

当社としては、平成26年3月末日に債務超過が解消されないこととなることにより、当社株式が上場廃止となることが、既存株主の利益の最大の毀損となると考えており、上場廃止を回避すべく、できる限りの資本の増強を行うこと、具体的な施策としましては、引受価額をできる限り引き下げた発行を行い、資本の増強が行われることが必要であると考え、発行価額を平成26年2月27日の東証JASDAQ市場における当社普通株式の終値（以下「株価終値」といいます。）の90%相当（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）である450円とすることといたしました。

## 2. 募集株式の概要

(1) 発行新株式数	普通株式 1,360,000株
(2) 払込金額	1株につき 金480円
(3) 払込金額の総額	652,800,000円
(4) 割当予定先	林 功 1,050,000株 株式会社リンクビジョン 310,000株
(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	資 本 金 総 額 金326,400,000円 資本準備金 総 額 金326,400,000円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(7) 申 込 日	平成 26年3月31日
(8) 払込期日	平成 26年3月31日

## 3. 割当予定先の内容

(1) 氏名	林 功
(2) 住所	東京都練馬区
(3) 職業の内容	株式会社スミトー代表取締役 株式会社TNDウェアハウス代表取締役
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当事項はありません。

(1) 割当先の名称	株式会社リンクビジョン
(2) 割当先の所在	東京都大田区上池台一丁目52番11号
(3) 代表者の氏名	代表取締役 今井 誠
(4) 当社と割当先の関係	該当事項はありません。

## 4. 資金使途

資金使途の内容は、以下のとおりです。

### ① 運転資金

当社は、現時点において、運転資金を賄うだけの事業を行うことはできておら

ず、調達した資金により、既存事業及び新規事業を開始しても運転資金のすべてを賄うだけの収益を上げるためには、時間が係るため、調達した資金を運転資金とする予定であります。具体的には、当社における運転資金として、毎月およそ11,414千円の資金（人件費7,000千円、家賃550千円、支払手数料2,000千円、社会保険料及び税金1,000千円、その他の経費864千円等）、臨時株主総会の開催費用として3,500千円、定時株主総会の開催費用として4,000千円、単元未満株式の買取代金として9,600千円が必要となり、当面はそのすべてが不足することを想定しております。現状の事業の状況を鑑みますと、運転資金を賄う収益の計上による営業キャッシュフローの確保が早期に望めないため、平成26年3月から平成27年3月までの運転資金に対する支払いとして、総額165,486千円を充当し、資金繰りの安定化を行います。平成27年4月以降の運転資金につきましては、既存事業の推進、及び新たな事業の検討並びに確立を行うため、営業体制の整備及び顧客の開拓等を進め、月単位で、運転資金として使うことができる手残り収益として、太陽光発電システム販売事業における区画販売事業において800万円以上、太陽光以外のグリーンエネルギー事業におけるLED事業において300万円以上、その他衣料品の輸入代行事業や新たな事業において200万円以上のキャッシュ・フローを獲得することで、単月の営業キャッシュ・フローを黒字化することにより、また、太陽光発電の区画販売は仕入代金を受注時の前受金半金にて充当し完成時に残金を決済することで自己資金を使用せずに事業から得た収益をもって運転資金を賄うことを予定しております。

## ② 未払債務の支払い

平成26年1月末日における未払債務の総額は、115,852千円であり、その全ての支払いに当該資金を充てることを考えております。なお、支払充当予定の未払債務115,852千円の内訳については、人件費の支払遅延分として平成22年2月以降発生した未払役員報酬29,454千円、未払給与424千円、平成24年8月以降発生した監査法人に対する会計監査費用として22,774千円、平成24年1月以降発生した源泉所得税、平成25年6月以降発生した住民税、平成23年6月以降発生した法人住民税、平成25年7月以降発生した厚生年金、平成25年7月以降発生した労働保険、平成25年8月以降発生した健康保険等として25,772千円、平成24年6月以降発生した太陽光事業代理店コミッションとして5,164千円、平成25年1月以降発生した当社顧問弁護士小林公明氏、その他業務委託報酬として5,737千円、平成25年1月以降発生した家賃、倉庫代金等として1,173千円、平成23年5月以降その他経費の未払分として12,913千円を計上しております。

以上の状況を受けて、これらの未払債務の早期解消を行い、取引先との円滑な取引及び取引先からの信用回復に努めてまいり所存であります。

なお、今後、支払が遅延している未払債務の解消が行われない場合、当社が既存事業として推進しておりますシステム関連の企業、エネルギー関連事業に関する企業、及び会計監査人、証券代行機関をはじめ当社が企業としての運営に必要な取引を有するすべての業者との取引が円滑に進まず、今後の当社の事業活動の遂行に支障が生じるリスク、さらには差押並びに訴訟等を提起されるリスクがあると考えております。平成26年1月末日現在の未払債務残高は以下の通りであり、当該未払債務の早期支払を予定しております。なお、平成26年2月分から本書提出日までに発生する諸費用の支払についても、継続的に未払いが発生しておりますが、当該債務につきましては「運転資金」の区分にて支払うことを考えております。

### ③ 借入金の返済

当社は、既存事業であるITセキュリティ事業について、競争激化による売上の減少、更には資金不足による人員の流出、更に新規事業の創出のための資金原資として予定しておりました、第39回新株予約権について、発行した1,250個（権利行使価額106,875,000円）のうち、340個（行使価額総額 29,070,000円）の行使が行われましたが、残個数については、平成25年12月に当社が取得し、その後、株式会社ジュリアン・ヘイクス ジャパンに処分が行われ、その後平成25年12月27日に910個（行使価額総額 77,805,000円）の権利行使が行われるまで権利行使が進まなかったことにより、事業資金の目途がたたず、さらに事業資金がない状況で、なんとか実現の目途を立てスタートした太陽光発電システム販売事業の代理店販売についても、代理店網を構築していた元親会社の業績の悪化及び太陽光システムの仕入れ先である業務提携先が当社への支払手数料を事業拡大の途中で減らしたことにより、太陽光発電システム販売事業についても営業方針の転換を迫られ事業が実質ストップすることとなりました。これらの事情により、資金繰りが大幅に悪化したことから運転資金を短期借入により賄ってまいりました。既に支払期限は到来し、借入先との交渉により支払を猶予していただいておりますが、早期に返済を行わなければすぐにでも訴訟、差押のリスクがあります。今回の資金調達により、短期借入金のすべてを返済し、事業にまい進していくことを予定しております。

### ④ 訴訟債務の支払い

当社は、平成23年8月22日開示「訴訟の提起に関するお知らせ」の通り、リカーショップ株式会社より訴訟の提起を受けておりました。当該訴訟の原因は過去に当社が保証したとされる債務について支払いを請求するものであります。当社は以前、当該債務について差押命令を受けましたが、東京地方裁判所より強制執行停止の決定がなされ、当社が設置した調査委員会においても強制執行の理由は存

在しないとの判断がなされておりました。さらに、差押も申立人から取下げられ、債務自体の存在が一度は否定されたものを再度訴訟提起されたものであります。当社は、当該保証債務は当社の取締役会にて決議されておらず、債務は存在しないものとして、約2年間係争してまいりましたが、平成25年6月27日開示「訴訟の判決に関するお知らせ」の通り、東京地方裁判所の判断は、取締役会にて決議されていなくとも元代表取締役が捺印した債務は有効であり、保証債務額6億7971万6962円及びこれに対する平成20年11月8日から支払済みまで年15%の割合による金員として、保証債務額約6億8千万円と金利約4億7千万円、合わせて約11億5千万円を支払えという内容でありました。当社としては、到底承服しがたい判決であり、東京高等裁判所に控訴を行いました。判決が出た以上引当金を計上する必要があったため、原告とも相談を行うことといたしました。原告からは、11億5千万円を当社が支払うことは到底不可能であることは理解しているが、保証債務額元金の約7億円の半額である3億5千万円程度は支払って欲しいとの要望があり、平成25年6月26日に原告代理人から和解についての書面を受領し、3億5千万円を限度額として和解交渉を開始したため、当該書面に記載された和解金の限度額を平成25年3月期決算において、3億5千万円を訴訟損失引当金として計上いたしました。また、当該引当金は債務超過額に上乘せされることとなりました。当社は、控訴審にて債務不存在の主張を継続して行ってまいりましたが、同時に、当該訴訟が解決しなければ債務超過額が確定せず、債務超過の解消が不可能となる状態となりました。何らかの解決がなされなければ、原告と協議の上で決定している引当金は最大11億5千万円以上となる可能性があり、平成26年3月末日までの債務超過の解消は不可能となります。これらの状況を鑑み、平成26年1月31日開示「訴訟の和解に関するお知らせ」の通り、平成26年3月末日までに2億5千万円を支払うことで和解することといたしました。

和解が確定したことにより当社は、平成26年3月末日までに訴訟債務2億5千万円を支払う必要があります。訴訟債務を支払い、当社の倒産のリスクを低減させることで、当社の対外的な信用を回復させるものと考えております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行の定款の一部を次のとおり変更させていただきたいと存じます。

### 1. 変更の理由

#### (1) 発行可能株式総数の変更（第6条）

今後の当社における事業拡大及び債務超過の解消を目的とした資金調達及び資本政策遂行のため、会社法第113条第3項の規定に基づき、当社定款に定める「発



行可能株式総数」を現行の2,000,000株から、2,400,000株へ拡大したく変更をお願いするものであります。

(2) 単元株制度の採用 (第7条)

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を100株とするため、新たに単元株制度を導入することとし、これに係る定款上の所要の変更を行うものであります。

(3) 単元未満株式についての権利 (第8条)

単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、単元未満株式の権利を限定するための定款第8条 (単元未満株式についての権利) を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000,000株</u> とする。</p> <p>— (新設) —</p> <p>— (新設) —</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,400,000株</u> とする。</p> <p>(<u>単元株式数</u>) 第7条 当社の単元株式数は、100株と <u>する。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第8条 当社の単元未満株式を有する <u>株主は、その有する単元未満株式に ついて、次に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求 をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の 割当ておよび募集新株予約権の割当てを 受ける権利</u></p>
<p>第7条 ～ 第37条</p> <p>(条文省略)</p> <p>— (新設) —</p>	<p>第9条 ～ 第39条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(<u>附則</u>) 第1条 第7条および第8条の新設の効力 <u>発生日は、平成26年4月1日とする。</u> 2. <u>なお、本附則第1条は、前項の 効力発生日をもって削除されるもの とする。</u></p>

### 第3号議案 取締役1名選任の件

第1号議案における割当予定先林功氏の意向により、今後の経営状況のモニタリングの意味合いから、林氏からの紹介により取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

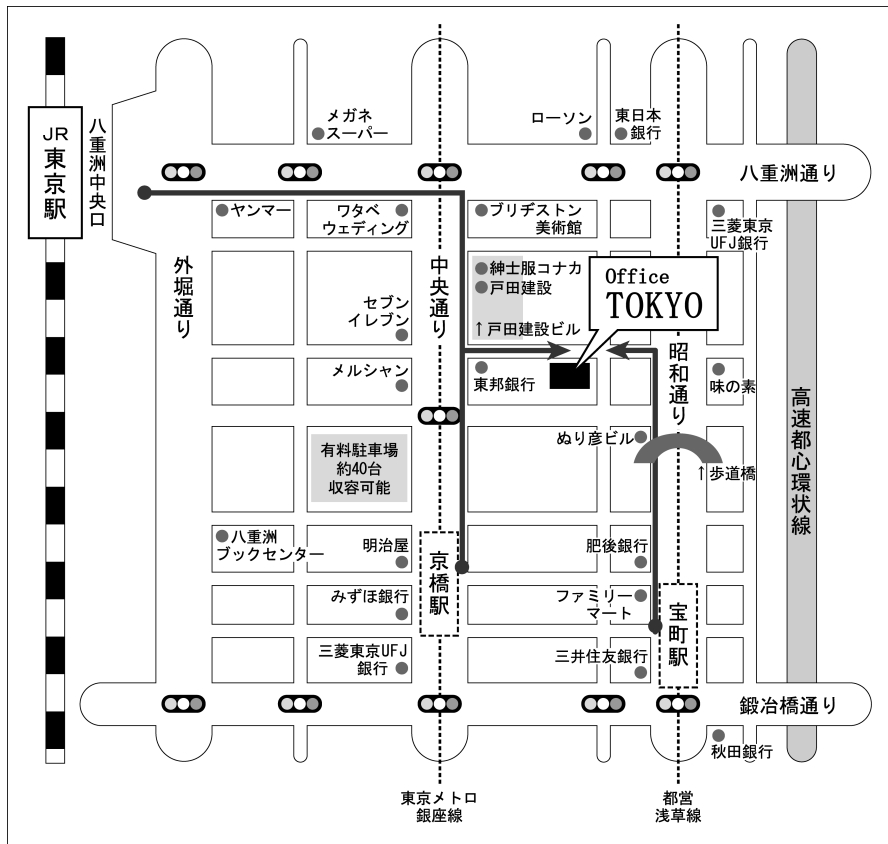
氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
岩本 雅行 (昭和18年7月20日生)	昭和41年4月 フクダ電子株式会社 入社 平成8年6月 同社 取締役経理部長 就任 平成19年6月 同社 常務取締役 就任 平成20年6月 同社 相談役 就任 平成21年3月 同社 相談役 退任 平成21年4月 株式会社フクシン 代表取締役 就任 平成24年7月 同社 代表取締役 退任	—

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区京橋一丁目6番8号  
 コルマ京橋ビル2階  
 オフィス東京「L2会議室」



交通のご案内	東京メトロ銀座線	「京橋」駅	6番出口	徒歩3分
	都営浅草線	「宝町」駅	A6出口	徒歩3分
	JR各線	「東京」駅	八重洲中央口	徒歩5分

・当日は駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。